

議題 6 (副市長・総務担当部長会議送付議題)

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R4・4・14 第150回総会；須坂市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局課室	県民文化部 こども・家庭課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	保育所等における「面積基準を標準に緩和する特例」の拡充について		
提案市	須坂市		
提案要旨	保育室等の居室面積に係る基準を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への全国一律の変更を要望する。		
提案理由	<p>当市では、国制度による幼児教育・保育の無償化により、想定以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存施設の居室面積では、入所を希望する全ての児童を受入れることは困難な状況である。</p> <p>保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、少子化が進行する現代においては、児童数の減少により新たな施設確保や財政状況等を考慮すると住民の理解を得ることは困難だが、居室面積基準の緩和で即時的に対応することができることから、将来負担を増加させることなく、待機児童の発生を効果的に抑制することが可能となる。</p> <p>以上のことから、乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への全国一律の変更を要望する。</p>		
現況及び課題等	既存施設の居室面積では、入所を希望する全ての児童を受け入れることは困難な状況である。		
関係法令	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条		